

建築基準法等による事務の一部を担当させる消防職員の併任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年6月19日

京都市長 榊本 頼 兼

京都市規則第15号

建築基準法等による事務の一部を担当させる消防職員の併任等に関する規則の一部を改正する規則

建築基準法等による事務の一部を担当させる消防職員の併任等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第5項」を削り、「受付」の右に「及びこれに伴う手数料の徴収」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第5項の規定による通知に係る文書の受付に関すること。

附 則

この規則は、平成19年6月20日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)